

## 解 答

- Q1 ① 「ボトムアップ」ではなく「トップダウン」です。  
まず、トップが「事業場として、今回の事件(災害)に対して心のケアに取り組む」といった意思表示をすることが有用です。  
(職場における災害時のこころのマニュアル7の(1))  
また、同マニュアルにおいて、事業主の役割としては、危機管理チームの編成、外部資源の有効活用なども記されています。
- Q2 ① 本人の同意を得ることが前提です。  
労働者の心の健康の保持増進のための指針6の(3)のウ  
また、同指針において、ストレスチェック等を実施し、保健指導を行うためにその結果を事業者が入手する場合の留意点として
- 事後措置の内容の判断には医師の指導の下、問題を抱える者に対して事業場において事後措置を適切に実施できる体制が存在していること等を前提として実施することが重要であること。
  - 労働安全衛生法に基づく健康診断や一定時間を超える長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等により、労働者のメンタルヘルス不調が認められた場合における、事業場内産業保健スタッフ等のとるべき対応についてあらかじめ明確にしておくことが必要であること。
- Q3 ③ 糖分ではなく塩分の摂取が必要です。  
なお、塩分等の摂取が制限されている疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させましょう。(同通達第2の2の(3))